証券会社に関する内閣府令(平成十年総理府・大蔵省令第三十二号)

	八(投資信託の受益証券)十四号)に規定する優先出資証券	七(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四六)出資証券	五 新株引受権証書 四 新株引受権証券	三 新株引受権付社債券二 転換社債券	一 株券 掲げるものとする。	第二十七条(法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に(法第三十七条に規定する上場株券等)	改正案
(新設)	(新設) 十四号)に規定する優先出資証券	七 協同組織金融機関の優先出資に関する法律 (平成五年法律第四六 出資証券	五 新株引受権証書 四 新株引受権証券	三 新株引受権付社債券 二 転換社債券	一 株券 掲げるものとする。	第二十七条(法第三十七条に規定する内閣府令で定めるものは、次に(法第三十七条に規定する上場株券等)	現